

東洋水産健康保険組合及び事業所が共同利用する健康診査事業の公表について

個人情報保護法では、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

また、個人データを共同利用する場合、「①共同利用する旨、②共同で利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用目的、⑤個人データ管理の責任者」について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときと規定されています。

したがって、東洋水産健康保険組合（以下、「当組合」）は、以下の事業を共同実施していますので、ここに公表いたします。

《被保険者の健康診査事業》

(1) 共同利用する旨

当組合は、従業員の健康管理のため、事業主が実施する法定健診項目を含む事業所健診及び当組合が実施する人間ドックその他の各種健康診断の健診データを共同利用しています。

(2) 共同利用される個人データの項目

- ①法定健診項目
- ②各種がん検診項目（人間ドックの項目含む）
- ③当健保補助対象検査項目
- ⑤上記検査項目のほか、各項目の判定結果、総合判定、指示事項
- ⑥健康診断未受診者の氏名、所属に関する情報（会社名、部署名）
- ⑦有所見者の氏名（会社名、部署名）

※本事業は、「健康診断および保健指導、重症化予防等のコラボヘルス推進に関する覚書」と当組合と締結した事業所で実施します。

※共同利用される個人データには、詳細なレセプト情報（病歴、治療内容等）は含まれません。

(3) 共同利用者の範囲

事業所：健康管理責任者、健康管理担当者、健診担当者、医療従事者

当組合：保健事業に従事する職員、委託先事業者、医療従事者

(4) 利用目的

生活習慣病予防・重症化予防のための健診事後フォローならびに健診未受診者に対する受診勧奨等の健康管理に限定し、双方の健康管理事業の効率化及び充実化を図り、重症化リスク保有者に適切なアプローチを実施することを目的とする。

(5) 個人データ管理の責任者

事業所：個人データの管理責任者

当組合：常務理事

共同利用を同意されない場合

個人情報の共同利用に同意されない場合は、当組合の個人情報管理責任者（常務理事）までにお申し出ください。